報告第 号

和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年9月13日提出

富田林市長 吉村 善美

記

番号	専決処分 年 月 日	損害賠償の相手方	事故の概要	損害賠償 の額 (過失割合)
1	令和3年 9月6日	和歌山県橋本市在住者	令和3年4月1日13 時40分頃、富田林市本 町4番付近において、本 市公用車(運転者 生涯 学習課 加布里屋 宇 紀)が、交差点に進入し た際、相手方車両に接触 し、破損させたもの。	1, 062, 776 円 (8割)